



<解約届記入要綱>

解約届受領により、正式に解約のお申出を承ります。

お早目にご返送頂きます様、何卒宜しくお願い申し上げます。

解約届の記入要領は以下の通りです。

- 捺印頂く印鑑は、賃貸借契約書に使用された印鑑(実印)をご使用ください。
- 移転先が未定の場合、移転先は空白で構いません。
移転先住所は退去時精算書の発送に必要となります。移転先が決まり次第、弊社までご連絡ください。
- 立合される方が契約者と違う場合には、連絡先に立会者の名前と電話番号のご記入をお願いします。

<退去時注意事項>

退去にあたりご注意頂く項目は以下の通りです。

- 解約日以前に退去された場合でも、解約日まで日割賃料をお支払頂くことになります。
- 解約届が弊社に届きましたら、弊社もしくは退去立会業者より直接立会い時間の調整のご連絡を致します。
- 立会時間は照明点灯なしでも室内の状況が確認することが出来る日没までの時間帯までお願いします。
また、室内は私物が何もない状態をお願いします。私物がある場合は、立会を中止させていただきます。
尚、入居者もしくは契約者不在の立会はお受けすることが出来ません。
- 立会日が解約日を過ぎてしまった場合は、解約日は立会日まで延長となります。
- 粗大ゴミは退去時までにお住まいの市役所にて回収のお手続きをお願いします。
インターネットやスカパー等のご契約をされている場合も、退去時までにはレンタル品の返却が必要です。
弊社にて対応することはできません。(退去日以降の残置物は処分費用をご請求させていただきます。)
※連絡から回収までに時間がかかります。それぞれお早めにご依頼ください。
- 退去後、郵便ポスト及び宅配ロッカーの使用はできません。住所変更を忘れずに手続きをお願いします。
*退去後のレンタル品及び郵便物等の回収依頼は、出張費として別途5,000円(税抜)をご請求させていただきます。予めご了承ください。
- 敷金の返金は、解約日より2、3ヶ月後となります。予めご了承ください。

<その他注意事項>

- 保険期間満了日(通常は賃貸借契約期間満了日)まで期間が残っている場合
返戻金が発生する可能性があります。入居者様・契約者様にてお手続きください。
AIG火災保険:0120-565-773 東京海上ミレア:0120-670-055